

調査の定義及び約束事項 (2003年漁業センサス)

目 次

〔調査全般に関する用語〕	1
〔調査対象に関する用語〕	3
1 海面漁業調査に関する用語	3
2 内水面漁業調査に関する用語	5
3 流通加工調査に関する用語	6

〔調査全般に関する用語〕

指定統計調査

指定統計を作成するための調査で、統計法第7条第1項の規定により総務大臣の承認を得たものを指定統計調査という。

調査の実施者は、あらかじめ総務大臣にその計画を提出し、内容の審査を受けて、その承認を得なければならない。

調査を中止し又は承認を得た事項を変更する場合も承認を要する。

ア 申告義務の賦課

調査実施者は、統計の重要性にかんがみ人又は法人に対して申告義務を賦課することができ、義務違反に対しては、懲役刑を含む罰則が設けられている。

イ 秘密の保護

申告義務を課す一方、申告した内容については、統計調査に従事する者が調査上知り得た秘密を漏らしたり、盗用した場合には刑罰が科せられるなど、厳重な秘密の保護が図られている。集められた調査票は、総務大臣の承認を得た場合のほかは使用できない。しかし、調査票は国民全体の貴重な財産であり、公益増進のうえから総務大臣の承認を得て当該統計目的以外の使用の道を開いている。

ウ 結果の公表

調査の結果は、特に総務大臣の承認を得た場合を除いてすべて速やかに公表しなければならない。

エ 地方公共団体の法定受託事務

国が指定統計調査の実施者である場合、その調査事務の一部を地方公共団体の法定受託事務とすることができる。

オ その他

統計法は、指定統計調査について、以上に述べたもののほか、調査従事者の資格、統計調査員等についての規定を置いている。

届出統計調査

国、都道府県、市町村、日本銀行及び日本商工会議所が、指定統計及び承認統計以外の統計を作成する場合に、あらかじめ総務大臣に届け出るものである（統計法第8条、届出を要する統計調査の範囲に関する政令第2条）。

具体的には、国が実施する調査では①報告者が地方公共団体のみ、②対物調査、の作成である。

承認統計調査

統計報告調整法に基づいて承認された統計調査をいい、国の行政機関が行う統計調査の総数のうち6割を占めている。

同法によれば、国の行政機関が、直接又は地方公共団体を通じて、10以上の人又は法人から統計報告を徴収する場合には、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない（同法第4条）。

全数調査

総務省は専ら、調査技術上及び調査重複の排除の見地から審査を行い、承認された場合はその証拠として報告様式に承認番号と承認期間を明示することになっている。

^{しっかい} 悉皆調査又は全部調査ともいい、国勢調査や農林業センサス、漁業センサスのように文字どおり調査単位のすべてを調査する方法である。

調査対象者のリストが完全であり、各調査対象から真に正確な値を聞き取ることができれば完全な調査である。

しかし、調査の規模が大きいため、調査労力や費用がかさみ、集計期間が長く、公表まで長期間を要するなどの短所がある。

標本調査

抽出調査ともいい、調査単位の一部を抽出し、取り出された標本を調査してその結果から全体についての値を推定する方法である。

この方法は、一部の標本についてのみ調査することから全体とは完全に一致することはありえないため代表性が問題となり、使用に耐える精度を確保する必要がある。

しかし、①少ない費用で行える、②速やかに公表しうるなどの長所をもっている。

他計申告調査

対人調査の一つであり、面接（聞き取り）調査ともいう。

調査員が被調査者（報告者）と対面し、定められた調査票に従って質問し、その回答を調査員が記入する方法である。この方法は、調査項目の定義の統一が確保され、調査票の回収率が極めて高いなどの長所がある。

しかし、調査員が被調査者に対面するための費用がかかること、調査員の良否が結果に影響を与えることなどの短所がある。

自計申告調査

被調査者（報告者）が自ら回答を調査票に記入する方法である。

この方法は費用が少なくすむが、面接調査と異なり定義などの統一が難しいこと、調査内容が難しいものは正確さが期待できないという制約がある。

なお、この方法は郵送調査と併用することが多い。

客体名簿（客体候補者名簿）

調査対象となる客体（報告者）の住所、氏名等を整理した名簿。2003年漁業センサスでは漁業経営体、漁業従事者世帯を対象とした名簿のほか、漁業管理組織名簿、水産物流通機関名簿、冷凍・冷蔵、水産加工場名簿がある。

〔調査対象に関する用語〕

1 海面漁業調査に関する用語

海面漁業	海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
海面漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、官公庁・学校・試験場に区分している。
会社	商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。
本社	他の場所に支社、支店等をもち、それらを総括する事業所及び支社、支店等をもたない単独の事業所等をいう。
事業所	本社以外の支社、支店及び営業所等をいう。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共同経営	2人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
官公庁・学校・試験場	官公庁・学校・試験場のうち漁獲物又は収獲物を販売したものをいう。

漁業従事者世帯	過去1年間に生活の資として賃金報酬を得ることを目的とし、漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して30日以上漁業の海上作業に従事した世帯員がいる世帯をいう。
普通世帯	一般家庭のように住居と生計を共にしている人々の集まり又は1人で1戸をかまえている世帯をいう。
準世帯	1人世帯で、一般家庭に間借り、下宿屋などに住んでいる人の世帯又は単身者用の寄宿舍、独身寮などに住んでいる世帯をいう。
漁業管理組織	漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりであって、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織で文書による取決めのあるものをいう。
運営主体	漁業管理組織を運営する組織の形態別分類をいう。
漁業協同組合の単一組織	漁業協同組合が漁業管理の運営主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の連合組織	複数の漁業協同組合が連合して、漁業管理に関する取決めを行い、これを実践しているもの又は漁業協同組合連合会が主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の下部組織	漁業協同組合が組織した漁業種類別部会、青年部等の下部組織が主体となって漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の任意組織	漁業協同組合の組合員が、独自に組織した漁業種類別部会等が主体となって、漁業管理を実施しているものをいう。
その他の団体の組織	上記以外のものをいう。
漁業地区	市区町村の区域内において、共通の漁業条件の下に漁業が行われる地区として、共同漁業権を中心とした地先漁場の利用等漁業に係る社会経済活動の共通性に基づいて農林水産大臣が設定するものをいう。
漁業集落	漁業地区の一部において、漁港を核として、当該漁港の利用関係にある漁業世帯の居住する範囲を、社会生活面の一体性に基づいて区切った範囲のうち、漁業世帯が4戸以上存在するものをいう。

2 内水面漁業調査に関する用語

内水面漁業	共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼において水産動植物の採捕の事業又は内水面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖は除く。以下同じ。）において営む養殖業をいう。
内水面漁業経営体	湖沼漁業経営体及び内水面養殖業経営体をいう。
湖沼漁業経営体	過去1年間に共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼において水産動植物の採捕の事業又は養殖の事業を、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所をいう
内水面養殖業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売を目的として計画的かつ持続的に投じ（餌）又は施肥を行い、養殖用又は放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
会社	商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共同経営	二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
官公庁・学校・試験場	官公庁・学校・試験場のうち漁獲物又は収獲物を販売したものをいう。
内水面漁業地域	内水面漁業地域とは、内水面における漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域として農林水産大臣が定めるものをいう。

内水面漁業集落

内水面漁業地域の一部において、一定の地理的領域と社会的領域によって成立している地域社会をいう。

3 流通加工調査に関する用語

魚市場

過去1年間に漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。

市場の種類

中央卸売市場

卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づいて、地方公共団体が水産物の卸売を行うため、農林水産大臣の指定する都市及びその隣接地に開場する市場をいう。

なお、中央卸売市場は、名称中に「中央卸売市場」という文字を用いている。

地方卸売市場

卸売市場法に基づいて、都道府県知事の許可を受けて開設される市場をいう。

なお、地方卸売市場は、名称中に「地方卸売市場」という文字を用いている。

その他

上記以外の魚市場をいう。

開設者の種類

地方公共団体

都道府県及び市区町村をいう。

漁業協同組合

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合をいう。

漁協連合会

水産業協同組合法に規定する漁業協同組合連合会をいう。

会社

商法（明治32年法律第48号）及び有限会社法（昭和13年法律第74号）に基づき会社として登記されたものをいう。

なお、会社に該当するものは、名称中に「株式会社」、「有限会社」、「合名会社」又は「合資会社」という文字を含む。

個人

個人が市場を開設している場合をいう。

水産物卸売業者

魚市場において、過去1年間に出荷者から卸売のため水産物の販売委託を受け、又は買い受けて、当該魚市場で卸売の業務を行ったものをいう。

経営組織

漁業協同組合

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合をいう。

漁協連合会

水産業協同組合法に規定する漁業協同組合連合会をいう。

会社

商法（明治32年法律第48号）及び有限会社法（昭和13年法律第74号）に基づき会社として登記されたものをいう。

なお、会社に該当するものは、名称中に「株式会社」、「有限会社」、「合名会社」又は「合資会社」という文字を含む。

個人

個人が卸売の業務を行っている場合をいう。

その他

上記以外の経営組織の場合をいう。

水産物買受人

当該市場において、過去1年間に水産物卸売業者から買い受けた水産物を販売した法人又は個人（売買参加人を含める。）をいう。

ただし、中央卸売市場に属する水産物買受人は除く。

業態区分

出荷

他の魚市場、卸売業者に出荷を行う者をいう。

卸

出荷に該当するもの以外で水産物の卸売を行う者をいう。

加工

加工原料として買い付けを行う者をいう。

小売

直接消費者に販売する者をいう。

その他

上記以外の者をいう。例えば、飲食店、民宿、ホテル等がここに含まれる。

冷凍・冷蔵、水産加工場

事業所の形態

個人

個人が事業所を営んでいる場合をいう。

会社

商法（明治32年法律第48号）及び有限会社法（昭和13年法律第74号）に基づき会社として登記されたものをいう。

なお、会社に該当するものは、名称中に「株式会社」、「有限会社」、「合名会社」又は「合資会社」という文字を含む。

組合

水産業協同組合

水産業協同組合法に規定する組合で、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会をいう。

その他

名称中に「組合」又は「組合連合会」の文字を用いているもので、上記「水産業協同組合」以外のものをいう。例えば、水産物商業協同組合、冷蔵事業協同組合等がある。

その他

上記のいずれにも該当しないものをいう。例えば、県の栽培漁業センター、大学の実験場、複数の個人が共同で行っているもの等が含まれる。

冷凍・冷蔵工場

陸上において主機10馬力（7.5KW）以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物（のり冷凍網を除く。）を冷凍し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。

なお、水産物を取り扱わない事業所、のりの冷凍網のみを保蔵する事業所及び水産物を短期間保蔵することを目的とした魚小売店の冷蔵庫等は含めない。

水産加工場

販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。

なお、「水産加工品」とは、水産物を主原料（水産物の原料割合が50%以上のものをいう。）として製造された食用加工品、油脂・飼肥料及び生鮮水産物又は食用加工品を凍結した冷凍水産物をいう。

また、冷凍すり身を原料として加工品を製造している場合についても、「水産加工品」とする。